

令和3年度
地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費補助金
(地域マイクログリッド構築支援事業のうち、
地域マイクログリッド構築事業)

公 募 要 領

2021年10月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。))が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。))」、及びSIIが定める「地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費補助金交付規程(以下「交付規程」という。))」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行ってくださいようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様。))。
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいう。(以下同じ)
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
- ⑧ 補助事業に係る資料(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。

目 次

1. 事業概要		4～23
1-1 事業の目的		4
1-2 事業名称		4
1-3 事業規模		4
1-4 補助対象となる事業		5～6
1-5 補助対象事業者		7
1-6 補助対象設備		8～10
1-7 補助対象経費		11～12
1-8 申請単位		12
1-9 複数年度事業		12
1-10 補助率		12
1-11 補助金上限額		12
1-12 補助事業期間		13
1-13 公募期間		13
補足① 複数年度事業について		14
補足② リース等の利用について		14
補足③ 補助対象範囲の例		15～16
補足④ 利益等排除について		17
参考 地域マイクログリッド構築及び運用に係る整理		18～19
参考 地域マイクログリッド構築支援事業に係る一般送配電事業者の見解		20～23
2. 事業の実施		25～30
2-1 単年度の場合のスケジュール		25
2-2 交付の申請について		26
2-3 審査及び交付の決定について		26
2-4 採択結果の公表について		26
2-5 採択事業者への連絡について		27
2-6 補助事業の開始について		27
2-7 補助事業の計画変更について		27
2-8 中間検査		28
2-9 補助事業の完了について		28
2-10 実績報告及び額の確定について		28
2-11 補助金の支払いについて		28
2-12 取得財産等の管理等について		28
2-13 災害対応訓練について		29
2-14 利用状況等の報告について		29
2-15 地域マイクログリッドの維持について		29
2-16 罰則・加算金等について		30
2-17 暴力団排除について		30
2-18 個人情報の取扱について		30
3. 審査		32～33
3-1 審査方法		32
3-2 審査項目		32～33
4. 申請方法		35～39
4-1 提出期限		35
4-2 申請の流れ		35
4-3 提出書類一覧		36～38
4-4 提出先		39
5. 交付規程(抜粋)		41～43

1.事業概要

1.事業概要

1-1 事業の目的

地域に存在する再生可能エネルギーや未利用熱を一定規模のエリアで面的に利用する分散型エネルギーシステムの構築は、大幅な省エネルギー化やエネルギーコストの低減、エネルギーの真の地産地消に加え、非常時のエネルギー源確保に効果的である。また、エネルギー供給強靱化法では、新たに配電事業が創設（2022年度より開始予定）され、地域の再エネを活用する事業への期待が高まり、さらなる再生可能エネルギーの導入拡大には、地域に利する地域共生型事業が求められている。

しかし、当該システムを構築するにあたり、一般送配電事業者（※1）の所持または整備した送配電ネットワーク（以下「系統線」という。）を活用したシステムは、電力自営線のみで構築されたものと比較し、工事の小規模化等が期待されるが、当該システムの導入事例がないことから、収益面の事業リスクが不透明であり、自立的普及の妨げになっている。

本事業では、平常時は下位系統で潮流を把握（※2）し、災害等による大規模停電時には、他の系統線から解列し自立的運用を行う新たなエネルギーシステム（以下、「地域マイクログリッド」という。）の自立的普及と、地域共生型再生可能エネルギーの普及拡大に向け、地域の再生可能エネルギー・蓄電池等の調整力・系統線等の既存の設備を活用する地域マイクログリッドの構築を支援し、その先例モデル化及び普及を図ることを目的とする。

※1 2021年4月現在、北海道電力ネットワーク(株)、東北電力ネットワーク(株)、東京電力パワーグリッド(株)、中部電力パワーグリッド(株)、北陸電力送配電(株)、関西電力送配電(株)、中国電力ネットワーク(株)、四国電力送配電(株)、九州電力送配電(株)、沖縄電力(株)の10事業者が該当。

※2 蓄電池等の調整力を活用した負荷平準化や需給バランスのモニタリング等による潮流の把握

1-2 事業名称

地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費補助金（地域マイクログリッド構築支援事業のうち、地域マイクログリッド構築事業）

1-3 事業規模

約26.6億円

※地域マイクログリッド構築事業（約26.6億円）と、別途公募する導入プラン作成事業（約4億円）のうち、いずれかの予算が余る場合は、予算の流用をする場合がある。

1.事業概要

1-4 補助対象となる事業

日本国内において、一定規模のコミュニティ(※1)内で地域マイクログリッドの構築を図る事業であり、下記(1)～(7)の要件を全て満たす事業を補助対象事業(以下、「補助事業」という。)とする。

(1) 下記①～③の全ての設備の活用を含む地域マイクログリッドであること。(※2)

- ① 再生可能エネルギー発電設備(※3)(※4)
- ② 需給調整設備(※5)
- ③ エネルギーマネジメント機器

(2) 系統線の活用が含まれる地域マイクログリッドであること。(※6)

(3) 平常時から需給バランスのモニタリングや需給調整シミュレーションを行い、かつ地域マイクログリッド運用のための需給調整の仕組みを有する地域マイクログリッドであること。

(4) 当該コミュニティ地域の地方公共団体(※7)が指定する防災に資する施設を含んだ地域マイクログリッドであること。

(5) 以下①～④を含む共同事業体(以下、「コンソーシアム」という。)(※8)にて運用される地域マイクログリッドであること。

- ① 地方公共団体
- ② 地域マイクログリッドにおいて活用する設備(補助対象設備以外を含む)を所有・活用する事業者
- ③ 当該地域マイクログリッド内の電力安定供給に係る需給バランスの調整を行う事業者
- ④ その他、地域マイクログリッドの運用に必要不可欠な事業者

(6) 当該コンソーシアムの契約等で、下記①～④を含む目的及び運用規程等が定められている事業であること。

- ① 当該地域マイクログリッドの構築範囲(地方公共団体が指定する防災に資する施設を含む)
- ② コンソーシアム各者の体制及び役割
- ③ 地方公共団体が示す防災上の位置付け
- ④ 運用規程

(7) 地域マイクログリッドの構築完了後1年以内に、災害等による大規模停電時を想定した災害対応訓練(設備点検及び電力供給手順の確認を含む)を実施できる地域マイクログリッドであること。

1.事業概要

※1 所有者の異なる建築物が複数存在する地域。

※2 既設設備の場合、本補助事業により取得した補助対象設備と共に善良な管理者の注意をもって管理、メンテナンスを行い、地域マイクログリッドの運用を行うこと。

※3 下記①～⑤のいずれか又は複数の再生可能エネルギー発電設備であること。

- ① 太陽光発電設備
- ② 風力発電設備
- ③ バイオマス発電設備
- ④ 水力発電設備
- ⑤ 地熱発電設備

※4 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第6条に基づく設備認定を受けた設備(以下、「FIT認定設備」という。)の場合、当該地域マイクログリッド内で活用される設備であること。但しその場合、当該再生可能エネルギー発電設備に係る経費は補助対象外とする。

※5 下記の①～⑤のいずれか又は複数の需給調整設備であること。

- ① 蓄電システム
- ② 業務用・産業用V2H充放電設備
- ③ 発電設備
- ④ 燃料タンク等
- ⑤ その他、需給調整設備としてSIIが認める設備

※6 災害等による大規模停電時に系統線を活用せず電力自営線のみで構築されるエネルギーシステムは対象外とする。

※7 地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県及び市町村)及び特別地方公共団体のうち特別区。

※8 当該地域マイクログリッドの運用を行うために必要な内容を定めた契約等により結成される共同体や任意団体等。なお、コンソーシアムに含まれる事業者を変更する場合、その役割・機能を維持すること。

1.事業概要

1-5 補助対象事業者

補助事業で定めるコンソーシアムの所属者のうち、下記①～⑥の要件をすべて満たす事業者を本補助事業における補助対象事業者(以下、「補助事業者」という。)とする。

① 日本国内において事業活動を営んでいる法人又は個人事業主であること。

※ 個人事業主は、青色申告者であり、税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しが提出できること。

② 本補助事業により導入する補助対象設備の所有者であること。

※ リースや賃貸借又はエネルギーマネジメントサービス事業により、補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合は、設備所有者と設備使用者が共同で申請を行うこと。

⇒詳細はP.14「補足② リース等の利用について」を参照のこと。

※ 補助対象設備の所有者が複数存在する補助事業の場合、事前にSIIに相談の上、申請を進めること。

③ 本補助事業を確実に遂行するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。

※ 特別目的会社(SPC)の場合は、主たる出資者や出資表明者等による、補助事業の履行に係る確約書の提出が必要。

④ 本補助事業により取得した補助対象設備を、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従い、当該地域マイクログリッドの運用のために必要な設備の活用を行う者であること。

⑤ 本補助事業により導入した設備の使用状況等についての報告を求めた際、それに対応できる者であること。

⑥ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。

※ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者からの申請は受け付けない。

なお、申請にあたっては、上記の補助事業者と事業実施場所の地方公共団体(資金拠出は必須としない)の共同で申請を行うこと。

1.事業概要

1－6 補助対象設備

下記の表に定める要件を満たす設備を補助対象設備とする。

なお、導入される設備は、地震及び台風等による災害時にも破損等による使用不能な事態とならないよう、最大限の対策を講じること。

再生可能 エネルギー 発電設備	・太陽光発電設備 ・風力発電設備 ・バイオマス発電設備 ・水力発電設備 ・地熱発電設備	■ FIT認定されない設備であること。 ※ FIT認定設備又は認定取得見込みの場合、補助対象外とする。 ■ 当該地域マイクログリッドへ電力を供給する設備であること。 ■ 各種法令等に準拠した設備であること。 ■ バイオマスコージェネレーション設備の場合、熱利用設備専 用部分も補助対象とする。 ※ 発電設備がFIT認定された設備である場合、発電設備と 熱利用設備の共通利用設備の補助対象経費は設備能 力比率で按分すること。 ■ 当該地域マイクログリッドの発動に必要不可欠なものに限る。 ■ バイオマス発電設備の場合、バイオマス依存率が60%以 上であること。 ※ バイオマス依存率の計算方法は以下のとおり。 $\frac{\text{バイオマス(燃料)の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$ $\frac{\sum_{n=1,2,3\cdots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3\cdots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3\cdots} (C_m \times D_m)} \times 100$ A: バイオマス利用量(kg/h) B: バイオマス低位発熱量(MJ/kg) C: 非バイオマス利用量(kg/h) D: 非バイオマス低位発熱量(MJ/kg) ※副燃料として化石燃料(石油、石炭等)を常時使用することを前提とするもの は対象としない。 常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップ や急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該 当しない。
エネルギーマネジメント機器 (EMS機器)		■ エネルギーマネジメントに必要なハードウェア等の設備。 当該地域マイクログリッド内の発電量その他のデータに基 づく需給調整の制御に必要不可欠な本体機器、計測装置、 監視制御装置、通信装置、ゲートウェイ、モニター装置等。 ■ エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等。 当該地域マイクログリッド内の発電量その他のデータに基 づく需給調整の制御に必要不可欠な、最適化計算、制御を 行うプログラム等。 ■ 当該地域マイクログリッドの発動に必要不可欠なものに限る。

1.事業概要

需給調整設備	蓄電システム	■ 火災予防条例で定める安全基準の対象(4,800Ah・セル以上)となる蓄電システムであること。 ■ 当該地域マイクログリッド内への需給調整ができる蓄電システムであること。 ※ 無停電電源装置(UPS)専用設備は補助対象外とする。 ■ 当該地域マイクログリッドの電力供給における調整用設備として活用するものであって、再生可能エネルギーの発電能力と比して適切な規模なものに限る。 ■ 各種法令等に準拠した設備であること。 ■ 当該地域マイクログリッドの発動に必要不可欠なものに限る。 ■ 蓄電システム設備費と工事費の合計が、目標価格以下であること。 2021年度 業務用・産業用蓄電システム目標価格 (設備費+工事費・据付費) 21万円/kWh ※ 目標価格に含まれる工事費・据付費についてはP.11を参照 ※ 再生可能エネルギー発電設備の電力変換装置と一体型の場合は、蓄電システムに係る部分のみを切り分けること。切り分けられない場合は、目標価格との比較において当該電力変換装置の定格出力(系統側)1kWあたり2万円を控除することができる。 (定格出力の小数点第二位以下は切り捨て)
	業務用・産業用V2H充放電設備	■ 一般社団法人次世代自動車振興センター(NeV)に、令和2年度「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」の交付対象のうちV2H充放電設備として承認された型式のものであること。 http://www.cev-pc.or.jp/ 又は地域マイクログリッド発動のための設備として個別にSIIに認められた設備であること。 ※ 上記事業の令和3年度における後継事業において新たに交付対象として承認された型式一覧が公開された場合、以後最新の型式一覧を引用する。 ■ 住宅(事業用途で使用している場合を除く)以外に設置される設備であること。 ■ 事業所、工場、商業施設等におけるEV、PHV/PHEV等が地域マイクログリッドを発動するために必要な設備であって、事業内容に照らし合わせ適切な規模のものであること。 ※ 当該地域マイクログリッドの運用時に必ず調整力として活用されるEV、PHV/PHEVであること。 ※ 構内限定車等、地域マイクログリッドの範囲内のみで運用されるEVに限る。 ※ 地域マイクログリッドの発動時に確実な活用を担保できない場合は補助対象外とする。 ■ 各種法令等に準拠した設備であること。

1.事業概要

需給調整設備	発電設備 ※ガス、軽油、重油 や燃料電池を 使用するもの	■ 当該地域マイクログリッド発動時における調整力として活用するものであって、再生可能エネルギーの発電能力と比して適切な規模なものに限る。 ■ コージェネレーションシステムの場合、熱利用設備専用部分も補助対象とする。 ■ 各種法令等に準拠した設備であること。
	燃料タンク等	■ ガス、軽油、重油等を貯蔵するタンク、バルク等の設備。 ■ 当該地域マイクログリッド発動時における調整力として活用する燃料を貯蔵するものであって、再生可能エネルギーの発電能力と比して適切な規模なものに限る。 ■ 燃料は補助対象外とする。 ■ 各種法令等に準拠した設備であること。
	その他	■ その他、表に記載された設備以外で、地域マイクログリッドの発動時における調整力を提供する設備としてSIIが認める設備。
受変電設備		■ 各種法令等に準拠した設備であること。 ■ 当該地域マイクログリッドの発動に必要な不可欠なものに限る。
保安・遮断設備	事故検知設備	■ 当該地域マイクログリッド内の地絡等の事故を検知できる設備であること。 ■ 各種法令等に準拠した設備であること。
	遮断設備	■ 当該地域マイクログリッドの発動に必要な設備及びグリッド内送電時の緊急遮断を行う設備に限る。 ■ 各種法令等に準拠した設備であること。
その他		■ その他、表に記載された設備以外で、当該地域マイクログリッド発動に必要な設備としてSIIが認める設備。

1.事業概要

1-7 補助対象経費

補助対象経費は、以下の通りとする。

⇒P.15「補足③ 補助対象範囲の例」も合わせて参照のこと。

区分	内容	備考
設計費	地域マイクログリッドの発動に必要な機械装置等の設計費	■ 実施設計に要する費用。 基本設計に基づいて作成された詳細な設計作業や、それに伴う必要不可欠なシミュレーション等に要する費用。 ※ 基本設計費は補助対象外とする。
設備費	地域マイクログリッドの発動に必要な設備の購入・製造等に要する必要最低限の経費	■ 機械装置、電気制御装置及びこれらに附帯する 設備の購入、製造、輸送、保管に要する費用。 ■ 国内での販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、補助対象とする。 ■ 増設又はリプレースについては、新設の場合と同様に補助対象とする。本事業に不可欠な既存設備の改造も補助対象とする。 ＜補助対象外の例＞ ・土地の取得及び賃借料(リース代) ・建屋 ・中古品の導入 ・予備品
工事費	地域マイクログリッドの発動に必要な工事に要する必要最低限の経費	■ 機械装置、電気制御装置及びこれらに附帯する 設備設置に要する費用。 ■ 当該地域マイクログリッドの発動に必要な電力線及び熱供給配管の設置に要する費用。 ※ 熱供給配管は熱需要先までとし、ファンコイル等は補助対象外とする。 ■ 機械基礎については、必要最低限の工事のみを補助対象とする。 ■ 土地造成、整地及びフェンス工事は補助対象外とするが、法令で定められている必要不可欠な工事は補助対象とする。

【業務用・産業用蓄電システムの目標価格算定のための工事費・据付費について】

地域マイクログリッド構築事業で導入する業務用・産業用蓄電システムの目標価格に含まれる工事費・据付費については、以下の項目とする。

- ・基礎工事・搬入費(但し、クレーンなどの重機費用を除く)
- ・据付費
- ・電気工事費
- ・試運転調整費
- ・現場管理費
- ・屋外設置用コンテナ/シェルターの設置に要する工事(基礎工事、搬入費、据付工事)

1.事業概要

※ 補助対象経費の留意点

- ・消費税は補助対象外とする。
- ・金融機関に対する振込手数料は、補助対象外とする。ただし、振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっている場合は補助対象として計上することができる。
- ・自社での調達がある場合は、利益相当分を補助対象経費から排除すること。
⇒詳細はP. 17「補足④ 利益等排除について」を参照のこと。
- ・補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）を含めないこと（ただし、法令等の規定により、補助対象経費に充当することが認められていることが証明できるものを除く）。

1－8 申請単位

1申請あたりの申請単位：本補助事業にて構築する地域マイクログリッド単位。

※同一区域内において非常時での電力供給範囲が異なる地域マイクログリッド構築を行う事業の場合、事前にSIIに相談すること。

1－9 複数年度事業

補助対象期間は原則単年度事業を対象とするが、事業工程上単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業について、最大2年までの事業を複数年度事業として申請することができる。

⇒詳細はP. 14「補足① 複数年度事業について」を参照のこと。

1－10 補助率

補助率は、補助対象経費の2／3以内とする。

1－11 補助金上限額

補助上限額は、下記の通りとする。

・1申請あたりの補助上限額：6億円

※複数年度事業の場合であっても、事業全体の上限は6億円とする。

業務用・産業用 蓄電システム、及び業務用・産業用V2H充放電設備の補助上限額は、下記の通りとする。

区分		費用区分	補助金上限
業務用・産業用 蓄電システム		設備費 工事費	14万円/kWh 蓄電容量
	蓄電池部がリユースのもの ※蓄電池部は補助しない		9万円 /kWh 蓄電容量
業務用・産業用V2H充放電設備			

1.事業概要

1-12 補助事業期間

補助事業の開始日と完了日については、下記の通りとする。

・補助事業開始日

補助事業の開始日は、SIIが補助事業の交付を決定した日(交付決定日)以降とする。

※ 補助対象経費に係る発注は、交付決定日以降に実施すること。

※ 原則として3者見積・競争入札によって、相手先を決定すること。3者見積・競争入札は公募開始から交付決定前の実施も可とする。

・補助事業完了日

補助事業の完了日は、下記①～⑥を全て完了させた日とする。

①コンソーシアムの契約締結完了(複数年度事業の場合、原則初年度で契約締結が必要)。

②補助対象設備の設置工事完了。

③マイクログリッド系統全体の試運転(解列点は必ずしも開放しなくて良い)。

④補助対象経費に係る検収完了。

⑤補助対象経費の全額支出完了。

⑥地域マイクログリッドの構築完了(地域マイクログリッドの運用が可能な状態であること)。

※ 複数年度事業の場合、完了年度に地域マイクログリッドの構築を完了すること。

1-13 公募期間

2021年4月28日(水)～2021年11月30日(火)

交付申請書は、上記公募期間において随時受付を行う。また公募期間中に締切を5回設け、各締切毎に審査及び交付決定を行う。

- | | |
|------------------------------|---------------|
| ・1次締切:2021年5月31日(月) 17:00必着 | 交付決定予定日:6月下旬 |
| ・2次締切:2021年7月30日(金) 17:00必着 | 交付決定予定日:8月下旬 |
| ・3次締切:2021年9月30日(木) 17:00必着 | 交付決定予定日:10月下旬 |
| ・4次締切:2021年10月29日(金) 17:00必着 | 交付決定予定日:11月下旬 |
| ・5次締切:2021年11月30日(火) 17:00必着 | 交付決定予定日:12月下旬 |

※交付申請の受付状況により、交付決定日が変更になる場合がある。

※応募資料は、配送状況が確認できる手段で送付すること(直接、持ち込みは不可)。

※各締切時点で予算額を超える申請があった場合は、SIIのホームページにて公表をする。

その場合の申請の取扱については、SIIのホームページを確認すること。

補足① 複数年度事業について

- 複数年度事業であっても、各年度の交付決定は当該年度に要する事業に対するものであり、次年度以降の補助金交付を保証するものではない。従って、複数年度事業については、年度毎に補助金交付申請を行う必要がある。（複数年度で0円の年度がある事業は認められない。）
この場合、次年度以降の補助金額は、原則として当該事業が採択された事業開始年度において申請した補助金額を上限とする。また、補助率は原則採択時の補助率を次年度以降も採用する。
なお、予算上やむをえない場合には交付決定額について減額等を行う場合があることに留意すること。
- 複数年度事業についても、原則として次年度以降の事業は、各年度の交付決定日以降に開始すること。
- また、各年度の事業完了日から次年度の交付決定日までは事業を実施しないこと。
- 年度毎の実績（設計図書、対象設備、対象工事等の成果）に対して、各年度の事業完了時点で支払い実績があるものを補助対象とする。
- 複数年度事業において途中の年度で事業を取りやめた場合（事業廃止）は、原則として既に交付した過年度分の補助金の返還が必要になることに留意すること。
- 複数年度事業の次年度以降の事業計画を変更する場合は、あらかじめ事業開始前にSIIに報告し、SIIの指示に従うこと。

補足② リース等の利用について

補助対象設備の所有者と、その設備の利用者が異なる場合 (リース等を利用する場合)

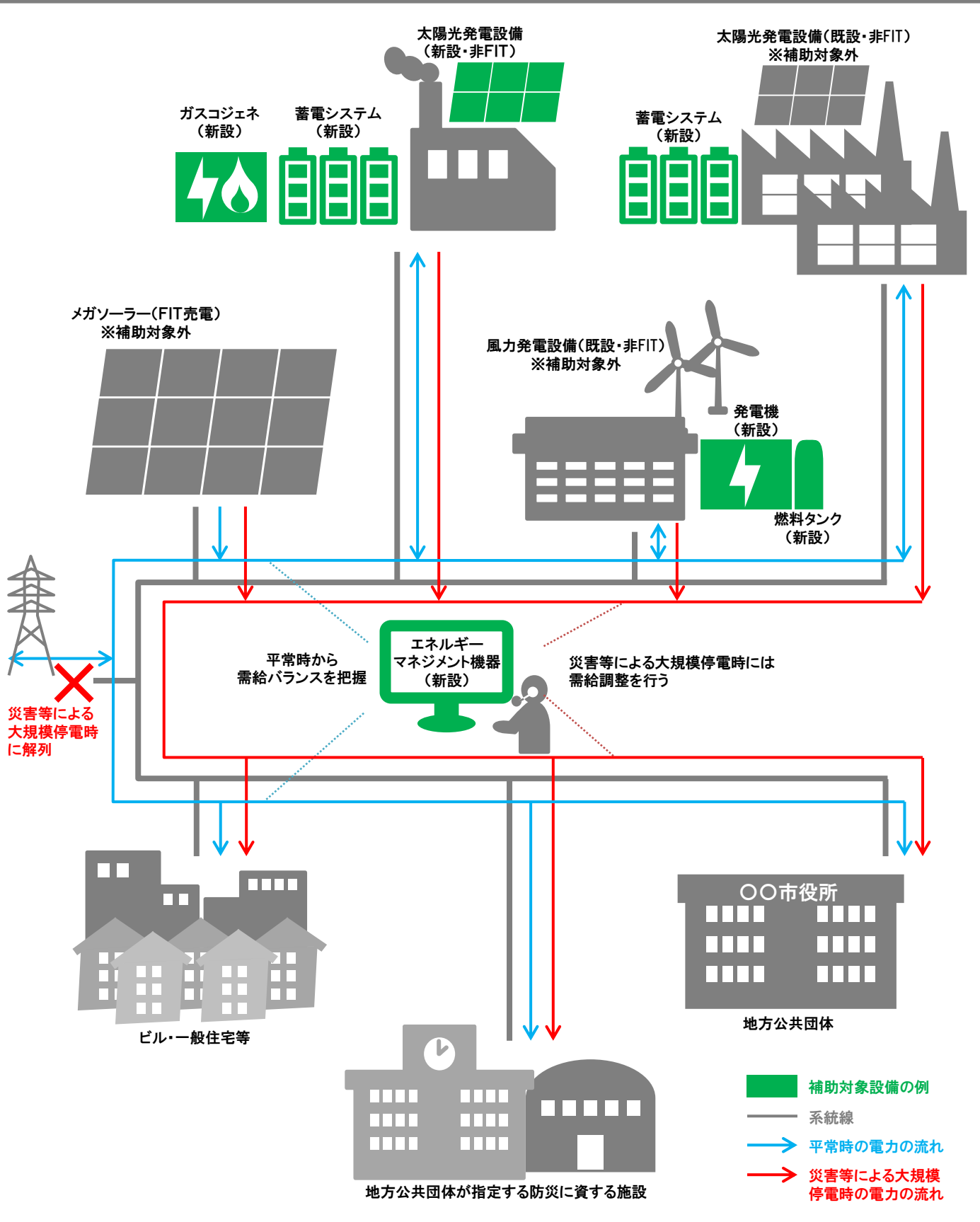
- リースを利用する場合は、所有者であるリース事業者等と、補助対象設備の利用者との共同申請を行うこと。
- リース事業者等は、P. 7【1－5 補助対象事業者】の要件を満たす者であること。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示すること。
- 補助対象となる設備は、処分制限期間（法定耐用年数）の間使用すること。
なお、処分制限期間内に財産処分を行う時は、事前にSIIの承認を受けること。
※ 詳細はP. 28【2－12 取得財産等の管理等について】を参照のこと。

1.事業概要

補足③ 補助対象範囲の例

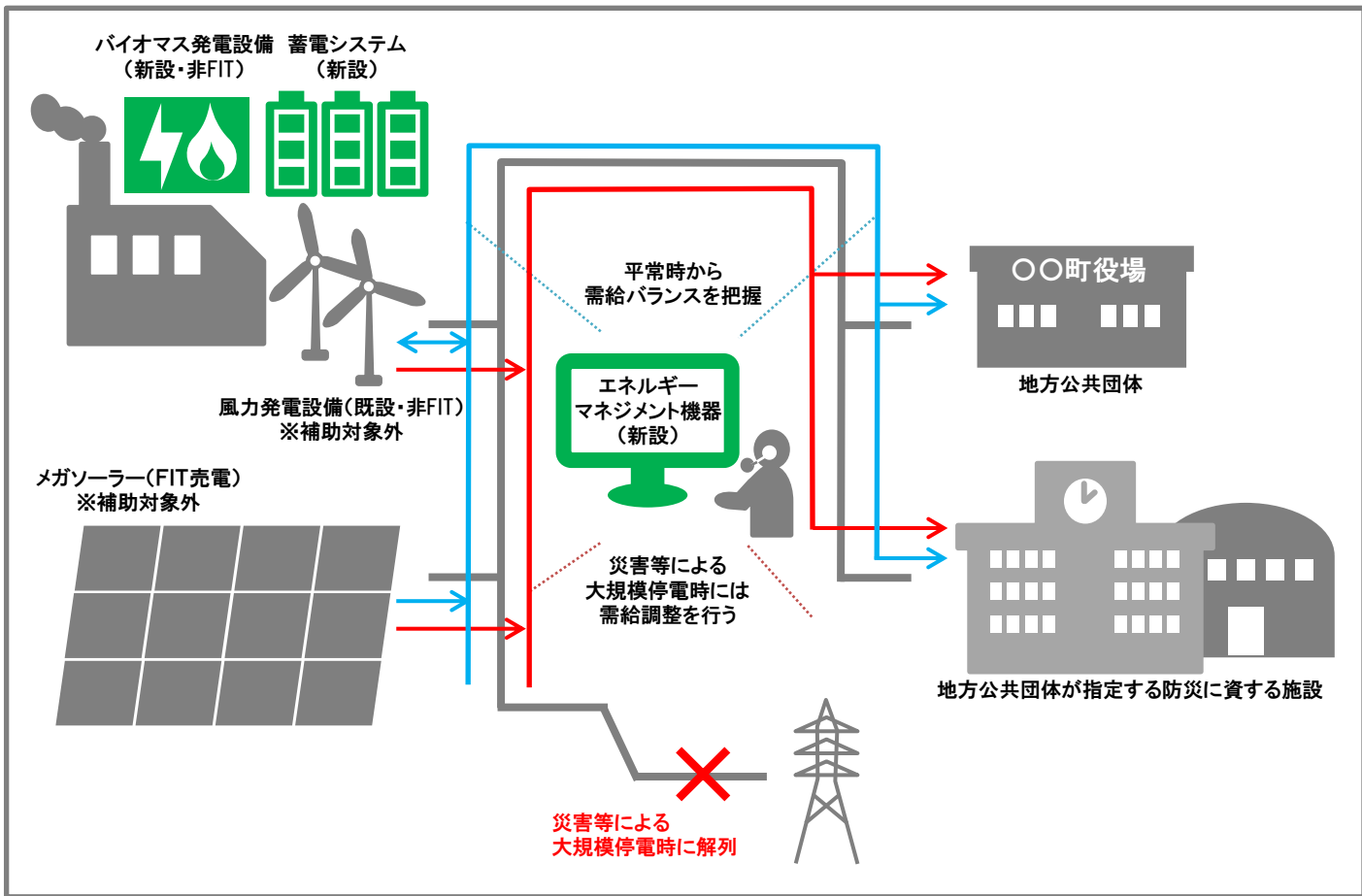
- ・下記に示す図はあくまで例であり、系統線の活用許可等を保証するものではないことに留意すること。
- ・地域マイクログリッドの構築において、必要に応じて当該地域の一般送配電事業者との個別の協議を了すること。

①再エネ設備等の電力をエリア内で面的利用



1.事業概要

②再エネ設備等の電力を特定施設で利用



補足④ 利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、補助事業者自身での調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上すること。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合がある。

1.事業概要

【参考】 地域マイクログリッド構築及び運用に係る整理

事業計画作成の中で、現行法上で運用可能な各プレイヤーの設備所管、責任範囲、各種実務内容に対する実施ルール・実施箇所等の検討を進めるにあたり、大枠の役割分担を以下の通りまとめる。

一般送配電事業者との協議検討を進めるにあたり、参考として本内容を活用すること。

※本参考資料の中では、エネルギーシステムを所有する予定の事業者及び地方公共団体等を「MG事業者」、一般送配電事業者を「一送」と記載。

1. 地域MG(マイクログリッド)構築における設備所管

No.	設備	設備所有者
1	送配電設備	一送
2	発電設備	MG事業者等、発電設備の所有者
3	需給調整システム（EMS）	MG事業者

2. 地域MG(マイクログリッド)運用における責任範囲

No.	実施内容	運用責任者 ※ 1
4	地元対応（地元住民への説明等）	MG事業者等
5	託送供給義務	一送
6	需給調整	MG事業者 ※ 2
7	復旧方針（MGの発動、及び系統への再接続）	一送 ※ 3
8	検針（使用量把握）	一送

※1 MG事業者が保有する設備（需給調整システム(EMS)・発電設備等）やオペレーションに起因する不具合対応・損害賠償については、当該MG事業者が相応の責任を負う。

※2 MG発動・運用時に自立的な電力供給を一般送配電事業者と連携し、MG事業者が実施する。

※3 一般送配電事業者は、管轄エリア全体の状況をもとに大規模停電（ブラックアウト等）時の最適な復旧手順を定めている。MGを発動して停電を復旧させる際も、このようなブラックアウト等における一般的な復旧（以下、「通常復旧」という）と同様の扱いとする。

（次ページへつづく）

1.事業概要

3. 各種実務内容に対する、実施ルール・実施箇所等

No.	段階	実施内容		実施者	運用ルール	
9	M G構築	系統とM Gエリアの連系点に開閉器を設置		一送	補助事業者が一送に委託又は外注し、補助事業者が費用負担する場合、一送が請求する費用は補助対象とすることができる	
10		M G供給するための需給調整システム（E M S）の検討・設置		M G事業者	M G事業者にて検討し、一送でも確認	
11		地域マイクログリッド向けパワーコンディショナー（P C S）における技術基準の対応の方向性検討		M G事業者及び一送	懸念点について引き続き整理	
12		M G構築により影響のある需要家に対して説明を行い同意を得る		M G事業者		
13		給電申合書	M G内の需要家と一送との給電申合書の更改要否	一送	必要に応じて更改	
14			M G事業者と一送との契約書等の作成	M G事業者及び一送		
15		補助事業者が一送に対して、M G検討（事前検討等）に係る業務の一部を委託又は外注した場合の費用負担		M G事業者	補助事業者が一送に委託又は外注し、補助事業者が費用負担する場合、一送が請求する費用は補助対象とすることができる	
16	M G発動・運用	M G発動（上位系統と切離す）の判断/発動方法	開閉器の操作	一送		
17			判断基準の決定		一送が長期未送事故と判断し、復旧の手段としてM G運用を選択した場合	
18			M G発動のタイミング（優先順位）の決定		通常復旧に準ずる	
19		一送とM G事業者との連絡手段の協議		M G事業者及び一送	携帯電話、一般電話を想定。案件ごとに協議	
20		M Gエリア内で供給する負荷（避難所等）以外の負荷切離しの実施		M G事業者	負荷の切り離しについてはM G事業者による需要家側の開閉器操作等により切り離しを実施。一送による柱上変圧器や引込線、スマートメーター等での切り離しは実施しない	
21		M Gエリア内の設備の健全性確認	一送設備の巡視実施		一送	巡視のタイミングは通常復旧に準ずる
22			M Gエリア内の系統全体の健全性確認	送配電設備		
23				発電設備＋需給調整システム（E M S）		
24		M G運用するための発電設備の運用		M G事業者		
25		M G運用するための需給調整システム（E M S）の運用			一般送配電事業者と連携し、M G事業者が実施する	
26		M G運用時のM Gエリア内の電圧・周波数	維持・監視の実施者		M G事業者	
27			異常時のお客さま対応者			
28			異常時の需要家設備故障対応者			
29		M G供給時のM Gエリア内単独運転時の保護協調検討		M G事業者	M G事業者にて検討し、一送でも確認	
30	M G運用時のM Gエリア内事故	お客さま対応		M G事業者		
31		事故把握			リレー応動等により判断	
32		一送設備の対応	巡視	一送		
33			故障時の復旧対応		故障時の復旧対応のタイミング（優先順位）は通常復旧に準ずる	
34	M Gエリア内復電が不可能（ブラックスタート失敗、発電機、E M S故障等）となった場合の復旧応援			通常復旧に準ずる		
35	系統復電	系統との再接続			一度M G内停電（通常復旧に順ずる）し、再接続	
36		M G内停電の場合の再停電周知		M G事業者		
37	事後処理	制限中止割引	M Gエリアの制割の対象範囲	一送	M G供給を含め、供給（通電）までが制割対象	
38	M G構築後	訓練	災害訓練実施の主体	M G事業者		

1.事業概要

【参考】地域マイクログリッド構築支援事業に係る一般送配電事業者の見解

※本参考資料の中では、エネルギーシステムを所有する予定の事業者及び地方公共団体等を「MG事業者」、一般送配電事業者を「一送」と記載。

1. 一送とMG事業者が合意・確認すべき項目

(1) 一送のコンソーシアム参画前

項目	No	具体的内容	備考
運用面	1	一送のコンソーシアムへの参画がMG事業での運用を保証するものではないこと	・「MG事業での運用」とは、本資料に定める「(3) 技術的確認項目」に関する課題解決。ならびに「(1) コンソーシアム参画前」「(2) コンソーシアム参画後」の運用面に関する課題の解決の事を言うが、その課題が解決されることを保証するものではありません。
	2	MG運用の際は原則一送から委託での対応となることの合意	・委託要否は各社判断となるが、原則、委託時に発生した品質低下や不具合についての対応と補償は、一送とMG事業者間で協議し、合意が必要になります。
	3	MG運転の最終的な技術判断箇所はコンソーシアムでの有識者会議とすること	・有識者の要件として「電気工学に長けた学識者」であることが望ましい。 ・有識者会議では「(2) コンソーシアム参画後」の運用面の課題、ならびに「(3) 技術的確認項目」について必ず審議してください。
	4	実証終了後の設備の取り扱い（発電機、蓄電池は除く）	・5年後の有識者会議にて事業継続可否判断し、事業継続する場合は原則配電事業への移行とする。継続しない場合は執行団体へ連絡し対応指示に従ってください。
	5	事業継続の判断条件はコンソーシアムで整理すること	・同上
	6	コンソーシアム参画の際の費用の取り扱い（社内、社外）	費用については個別協議によりますが、原則以下のように取り扱います。 ・「技術検討に関わる人件費」「出張旅費」「その他MG運用検討に関わる費用」は費用として原則請求します。
	7	MG発動の判断は一送が行うこと	・MGエリアを優先した巡視や応急送電することはできません。
	8	MG構築に必要な費用をMG事業者側が負担すること	・基本一送の持ち出しはない認識であるが、公募要領P10のその他のとおり、当該地域MG構築に必要な設備としてSIIが認める設備であれば、補助対象となる認識であるため、MGを実現するために必要となる費用で補助対象となる項目は補助金として申請する。（補助対象で必要となる項目は、各コンソーシアムでの調整） ※補助率は2/3のため、残り1/3は設備所有者が負担 ・「①補助金交付決定後、補助金交付前に事業廃止する場合、補助金で充当されることを前提に支出した費用の回収」ならびに「②補助金交付後に事業廃止する場合の補助金返還義務の所在」については、コンソーシアムに参加後の各種検討の結果、実現困難な状況となり事業廃止となった場合の費用負担に備え、申請者間で協議のうえ、それぞれの案件ごとに最適な契約形態をコンソーシアムにて定める。
	9	系統連系時において、MGが一発電場所として、需給調整（再エネ出力制御）等の一送の系統運用に従うこと	-
	10	その他、一送の安定供給に必要な事項について、MG事業者は全面的に指示に従うこと	-
技術面	11	後述、「(3) 技術的確認項目」	・最低限「(3) 技術的確認項目」を満足する必要があることをMG事業者と共有し理解を得るとともに、その課題解決ができる見込みであることを確認する。
その他	12	訓練体制・内容に対する一送の立ち位置	・原則は公募要領P19の役割分担としつつ、必要な検討・確認は一送とMG事業者双方が協力して実施する。
	13	実設備を用いた検証要否と実施内容の整理	-
	14	補助金の対象範囲の整理（一送側の設備対策費用は補助金対象か）	・公募要領P10のその他のとおり、当該地域MG構築に必要な設備としてSIIが認める設備であれば、補助対象となる認識であるが、中抜きされる場合の事故時系統切替操作の維持等を考慮した設備増強等の具体的な整理はされていないため、詳細はコンソーシアムおよびSIIとの個別調整となる。

1.事業概要

(2)一送のコンソーシアム参画後

原則、一送のコンソーシアム参画前の項目について、具体的内容を確認するとともに、追加で以下の項目についても確認することとする。

項目	No	具体的内容	備考
運用面	1	M G運用の際の委託内容	「（１）コンソーシアム参加前」No.2で委託するのであれば、具体的な委託項目を確認する
	2	M G運用の際の一送との契約内容	M G事業者が負うべき補償内容も含め整理
	3	M G発動時の救済負荷以外の取り扱いと対応	-
	4	M G発動時の機器操作手順や運用フロー	-
	5	小売り契約者との合意	-
	6	事故時の体制	-
	7	平時の体制	-
	8	配電事業ライセンスへの移行ニーズ	-
	9	M G内の発電設備や負荷設備の新設・増設・撤去・減少への対応	・M G運用後、新規にM G内に接続される発電設備または負荷設備について、既設の発電設備または負荷設備と同等に扱うかどうかの判断基準（供給力等）や判断者（一送またはM G事業者）、その場合の費用負担について事前整理が必要です。 ・原則、新たに発電設備や負荷設備が接続されると、線路インピーダンスや短絡容量等が異なり、M G設備の改修が必要となるため、M G事業として想定した以外（事後設備）は対象外とすることになると想定しており、新規発電設備や負荷設備の所有者に了解を得ることが必要となるため、以下の対応を行ってください。 ①新規発電設備や負荷設備の所有者にM Gに組み込まないことを納得いただけた場合、M G運用時は切り離して対応する。 ②新規発電設備や負荷設備の所有者にM Gに組み込まないことを納得いただけない場合、平時の運用を優先し一送として接続検討を行う。新規の発電設備や負荷設備の所有者と運用面の合意がとれるまでM G運用は停止とする。合意をとるのはM G事業者で実施。 ③M Gに組み込むことで合意した場合、新規M G設備構築が必要となり、新規発電設備や負荷設備も含めた費用負担の整理 なお、各役割分担はコンソーシアムで協議を行ってください。
	10	需要家、発電者への周知と同意	発電者（太陽光発電設備のある一般家庭含む）への周知と同意をM G事業者が実施する
技術面	11	後述、「（３）技術的確認項目」	・最低限「（３）技術的確認項目」を満足する必要があることを、M G事業者と共有し理解を得る。
その他	12	訓練体制・内容	・原則は公募要領P19の役割分担としつつ、必要な検討・確認は一送とM G事業者双方が協力して実施する。

1.事業概要

(3)技術的確認項目

以下に整理する検討必要項目等は一例であり、実施には各案件について必要となる検討項目等は個別確認が必要。

項 目	No	検討必要事項	備考	検討方法
共通				
共 通	1	M G 運転時に求める供給信頼度（停電時間等）の策定	復旧優先順位は一送が全体最適で検討するため、M Gエリアを災害時に優先して一送が巡視し、M Gを発動させることはできません。	机上検討、潮流計算、動特性解析（実効値解析または瞬時値解析）
	2	保安の確保（短絡、地絡、単独運転防止）及び 電力品質（電圧、周波数、高調波、電圧変動・フリッカ）の満たすべき基準の策定	通常系統とM G系統で保安及び電力品質に関する現行基準と同等レベルに維持する必要がありますが、短絡容量や地絡電流が異なり通常系統での保護及び電力品質維持のシステムでは対応困難なことも想定されます。また、分散型電源の単独運転検出機能が、通常系統とM G系統で系統定数が増える状況においても、不要動作を防止し単独運転状態を高速かつ確実に検出・解列できるようにする必要がありますが現行の機能では対応困難なことも想定されます。そのため、保安及び電力品質レベルを同等に維持するための高コストなシステムを構築する必要性が生じる可能性があります。	机上検討、潮流計算、動特性解析（実効値解析または瞬時値解析）
	3	EMSの要求仕様の策定	最低限の要求仕様を策定した上で、動作確認を実施する必要があります。	検討要
	4	M G内の監視制御システムの取扱い・仕様の策定	M G内の通電・事故状況を一送が把握要否の整理が必要。必要であれば、その要件定義をする必要があります。（配自との連携による対応は各社判断）	検討要
系統電源（電圧源）にインバータのみを用いた場合				
常時負荷変動	5	インバータ容量の策定	マイクログリッドの規模に応じたインバータ容量決定が必要です。 突入電流（負荷として回転機を想定）が流せず電圧低下、あるいは、インバータの保護装置が動作し、マイクログリッド内が停電する可能性があります。また、電圧低下時は負荷等の脱落や機器の損傷が発生し、需給バランス（電圧、周波数変動）が不安定となる点についても検討が必要です。	机上検討、潮流計算、動特性解析（実効値解析または瞬時値解析）
保護・保安	6	短絡事故時の保護装置の整定値の策定	短絡電流が小さいうえ、各種リレー、保護装置の動作に必要な時間分の運転が継続せず、検出感度が低下、または検出しない可能性があります。その結果、事故点の除去が遅れ、機器損傷の拡大や火災を招くおそれがあります。	机上検討、動特性解析（瞬時値解析）
	7	地絡事故時の保護装置の整定値の策定	配電用変電所相当の地絡検出機構を採用するとしても、マイクログリッドの規模が小さく、検出感度低下が懸念されます。その結果、事故点の除去が遅れ、機器損傷の拡大や火災を招くおそれがあります。	机上検討、動特性解析（瞬時値解析）
	8	短絡、地絡事故以外の系統異常を想定したインバータ部（送出し地点）保護装置の適用基準の策定	系統事故が系統内の電源異常か区別できないおそれがあります。	机上検討、動特性解析（瞬時値解析）
電力品質・系統の安定性	9	系統擾乱時（負荷投入等）の分散型電源の運転継続・停止判断基準の策定	電圧、周波数変動発生時は、分散型電源、負荷設備の保護機器が誤検出または異常検知しない可能性があります。	机上検討、動特性解析（瞬時値解析）
	10	系統電源、分散形電源、系統用制御機器の相互干渉を考慮した系統安定度の判定	系統毎に変化するため、個々の系統条件、電源機器の運転特性を当てはめた検討が必要です。	机上検討、潮流計算、動特性解析（瞬時値解析）
	11	各機器から発生する高調波の抑制対策と共振防止対策	No. 2と同義。	机上検討、潮流計算、動特性解析（瞬時値解析）
耐雷設計	12	耐雷設計基準の策定	分散型電源ではなく、系統電源（電圧源）として利用するために、耐雷基準を上げる必要性について検討が必要です。	机上検討、動特性解析（瞬時値解析）
ブラックスタート機能	13	ブラックスタート機能の要件策定	ブラックスタートによる並列直後は、突入電流発生により顕著に電圧が低下する恐れがあります。	検討要

1.事業概要

項 目	No	検討必要事項	備考	検討方法
系統電源（電圧源）に回転型電源（同期発電機）とインバータを混在して用いた場合				
保護・保安	14	並列運転（混在運用）時の潮流補償の影響	混在により同期発電機が安全運転できないおそれがあります。	机上検討、動特性解析（実効値解析または瞬時値解析）
	15	電圧源異常時の検討	電圧源発電機（回転機）が脱落した場合、他に残ったインバータ電源だけで系統安定を持続できないおそれがあります。	机上検討、動特性解析（実効値解析または瞬時値解析）
	16	電圧源比率の限界検討	マイクログリッド運用の中で電源構成比率を変更する場合があるならば、短絡容量が変化するため、保護装置の設定変更が必要です。	机上検討、動特性解析（実効値解析または瞬時値解析）
ブラックスタート機能	17	ブラックスタート機能の要件策定	ブラックスタートによる並列直後は、突入電流発生により顕著に電圧が低下するおそれがあります。（No.13と同様）	検討要
一般送配電事業者の系統と接続、切り離しを行う運用の場合				
保護・保安	18	接続時、切り離し時の各々に応じた変電所、負荷接続点、分散型電源接続点における保護装置リレーの整定値の策定	短時間の切替が必要です。（MG系統内の需要家の受容性次第） また、系統上の電圧調整機器や分散型電源側の制御方法の見直しも必要です。	机上検討、動特性解析（瞬時値解析）
	19	切り離し⇒接続への切替時（無停電を想定）の接続方法の策定	無停電切替の場合は、同期検定器、高速切替装置が必要です。	机上検討、動特性解析（瞬時値解析）
	20	マイクログリッド運用中のマイクログリッド内の系統事故時の運用方法の策定	当該事象時の運用方法の策定は必須です。 MG内の通電・事故状況を一送が把握要否の整理が必要です。必要であれば、その要件定義をする必要が有ります。（配自との連携による対応は各社判断）	机上検討、動特性解析（瞬時値解析）

2.事業の実施

2.事業の実施

2-1 単年度の場合のスケジュール



2.事業の実施

2-2 交付の申請について

申請者は、gBizIDプライムアカウントをgBizIDのWebサイト(<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>)にて登録すること。当該アカウントまたは当該アカウントに紐づくメンバーアカウントを用いてjGrants(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)にログインし、必要事項を入力して申請すること。SIIのホームページからダウンロードした申請書に必要事項をすべて入力したうえで、jGrantsの申請を行うこと。

※ jGrantsに入力する内容は申請書の内容と必ず一致させること。一致していない場合、不備として申請を受理しない場合がある。

申請者は、jGrantsの申請と並行し、申請書類一式を正本1冊及び副本1冊作成の上、正本をSIIに提出し、副本は申請者にて保管しておくこと(作成の流れは、P. 35【4-2 申請の流れ】を参照)。

なお、審査にあたって別途資料の提出を依頼することがある。また、代理・代行申請は受け付けない。必ず申請者自身で申請を行うこと。

※ 申請書提出後に代表者の変更、事業者住所の変更等があった場合、変更内容についてSIIに報告し、指示に従うこと(SIIへの連絡先は、P. 39を参照)。

2-3 審査及び交付の決定について

SIIは補助金交付申請書に記載された事業内容等について、申請者に対しヒアリングを行い、交付要件等の審査を行った後、外部有識者による審査委員会の結果を踏まえ採択者を決定する。

SIIは、交付規程に従って交付決定通知書により採択された補助事業者に通知する。

(SIIからの連絡は、全て実施計画書記載の「担当者連絡先1」に行う。)

※ 地域マイクログリッドの制度化及び普及を図るという本補助事業の目的に基づき、下記に該当する事業で補助金を交付、または認定された事業については、内容を考慮し、加点評価を行う。

- ・分散型エネルギーインフラプロジェクト(総務省)
- ・地域再生制度において認定された地域再生計画(内閣官房、内閣府)
- ・平成30年度 補正予算災害時にも再生可能エネルギーを供給力として稼働可能とするための蓄電池等補助金(地域マイクログリッド構築支援事業のうち、マスタープラン作成事業)
- ・令和2年度地域の系統線を活用したエネルギー面的利用事業費補助金(地域マイクログリッド構築支援事業のうち、マスタープラン作成事業)

※ 交付決定通知書に記載の金額は、補助事業者に対して実際に交付する補助金の額では無い。

補助事業完了後、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後にSIIが実施する「確定検査」において補助金額を確定する。

※ 交付決定通知書の再発行は行わないため、補助事業者自身で細心の注意を払って管理すること。

「交付申請書 副本」に綴じ、いつでも閲覧ができるようにすること。

2-4 採択結果の公表について

SIIは、補助金の交付決定後に、採択件数及び採択された事業に関する情報(補助事業者名、補助事業の名称、実施場所(都道府県、市区町村)、事業概要等)をSIIホームページで公表する。

なお、交付決定等に関する情報は、gBiz INFOにおいてオープンデータとして原則公表される。

※ 「gBiz INFO」Webサイト:<https://info.gbiz.go.jp/>

2.事業の実施

2-5 採択事業者への連絡について

SIIは、交付決定日以降の事業実施方法及び実績報告提出方法について、採択された補助事業者に対し別途指示を行う。

2-6 補助事業の開始について

補助事業者は、SIIから交付決定通知を受けた日以降に発注・契約を行うこと。

なお、発注・契約日より前にコンソーシアム契約を締結すること。コンソーシアム契約の締結を発注・契約日以降とし、その後コンソーシアム契約が締結されないことにより補助事業の要件を満たす事が出来ない場合は、補助金が支払われないことがあるので留意すること。

⇒コンソーシアムの締結にあたってはP. 20～P.23「【参考】 地域マイクログリッド構築支援事業に係る一般送配電事業者の見解」も参照のこと。

また、原則として3者見積・競争入札によって、相手先を決定すること。3者見積・競争入札は公募開始から交付決定前の実施も可とする。

※ 3者見積・競争入札を行う場合、以下の点に留意すること。

- ・ 見積仕様書(見積図面)を作成し、書面による見積依頼(見積り依頼する仕様を明確にすること)を行うこと。
- ・ 3者見積・競争入札は、競争関係が成立する依頼先にて行うこと。
- ・ 見積仕様書において、機種指定・発注先指定等は行わないこと。
- ・ 3者見積・競争入札を行うことについて、稟議書や役員会議議事録等をもって内部で承認されたことがわかるようにすること。
- ・ 3者見積を行う場合、見積依頼先の選定の承認に関して、稟議書・役員会議議事録等の書類に工事名称・3者見積の依頼先等を明記すること。
- ・ 競争入札を行う場合、当該補助事業者の規程に基づいて実施すること。

補助対象外部分の工事等に関する発注・契約が発生し、一括で契約する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにすること(補助対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別出来ない場合、補助金が支払われないことがある)。

当該年度に実施された設計、設備購入、工事等については、当該年度中(補助事業実績報告書提出の前まで)に対価の支払い及び精算を完了すること。

複数年度事業を一括で契約せざるを得ない場合は、発注・契約についても年度毎の実施内容及び金額等が確認できる形態にすること。

2-7 補助事業の計画変更について

補助事業者は、交付申請時の事業内容の変更、補助事業に要する経費の配分額の変更又は補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、SIIが軽微と判断するものを除いて、原則、所定の様式を用いて申請し、事前に承認を受ける必要がある(SIIの承認を受けずに変更、中止、廃止等を行った場合は、補助金が支払われないことがある)。

なお、補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合は、SIIの承認を受ける必要はない。

※ 何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は原則認めない。

2.事業の実施

2-8 中間検査

SIIは、事業期間中に必要に応じて中間検査(現地調査を含む)を行うことがある。補助事業者はSIIの指示に従い、対応すること。

2-9 補助事業の完了について

補助事業は、コンソーシアムの契約締結完了(複数年度事業の場合、原則初年度で契約締結が必要)、補助対象設備の設置工事完了、マイクログリッド系統全体の試運転(解列点は必ずしも開放しなくて良い)、補助対象経費に係る検収完了、補助対象経費の全額支出完了、地域マイクログリッドの構築完了(地域マイクログリッドの運用が可能な状態であること)をもって事業の完了とする。

また、補助事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則、検収翌月までに現金払い(金融機関による振込)で行うこと。クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認めない。

なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

2-10 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了した場合は、事業完了後30日以内又は2022年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書をSIIに提出すること。

※ 5次締切で採択された補助事業者は、事業完了後30日以内又は2022年3月4日のいずれか早い日までに実績報告書をSIIに提出すること。

SIIは、補助事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類の審査及び必要に応じて現地調査(確定検査)を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する(提出された実績報告書に不備や不足がある場合は、補助金が支払われないことがある)。なお、確定検査を行うにあたり、補助事業者が用意する書類は交付決定後に別途伝えるものとする。

また、自社からの調達がある場合は、利益相当分を排除すること。(詳細はP. 17【補足④ 利益等排除について】を参照。)

2-11 補助金の支払いについて

補助事業者は、SIIの確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることとする。

2-12 取得財産等の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等(取得財産等)について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、特に保守については、その実施内容、体制等を充分整備し、故障等による設備利用率の低下を最小限にするなど、補助金の交付の目的に従って、その効率的、効果的運用を図る必要がある。補助事業者又はコンソーシアム所属者の責に帰すべき事由により、災害等による大規模停電時等に補助対象設備を効果的に活用できなかった場合、支払済みの補助金が返還となる場合がある。

また、取得財産等の管理にあたっては、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分制限期間内に取得財産等を処分(補助金の交付の目的(補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容)に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとする時は、あらかじめSIIの承認を受ける必要がある。

※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。

※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に準ずる。

2.事業の実施

2-13 災害対応訓練について

補助事業者は、地域マイクログリッドの構築完了後1年以内において、災害等による大規模停電時の電力供給手順の確認等を含む災害対応訓練を実施しなければならない。

実施時期、訓練内容については交付申請時に提出した計画内容通り実施することとし、万が一実施時期や訓練内容等に変更が生じた場合、事前にSIIの承認を受けなければならない。

補助事業の完了年度の翌年から5年間は、最低1年に1回以上の災害対応訓練を実施すること。

2-14 利用状況等の報告について

(1) 災害対応訓練等の報告

補助事業者は地域マイクログリッドの構築完了後1年以内に実施報告内容を取りまとめ、SIIに報告を行わなければならない。報告方法等については別途SIIより指示を行う。

また、補助事業者は、補助事業により設置した補助対象設備及び地域マイクログリッドの状況等の報告を、国又はSIIの求めに応じて行わなければならない。報告内容・時期等については、国又はSIIが必要に応じて別途連絡を行う。

(2) 災害等による大規模停電時の報告

補助事業者は、災害等による大規模停電が発生した際は、地域マイクログリッドの活用状況等の報告を追って行わなければならない。報告先は国とSIIのいずれか、又はその両方とし、報告内容・報告時期等について別途連絡を行う。

※国又はSIIに提出された申請や報告の情報は、事前告知を行わず、国又はSIIから公表される場合がある

2-15 地域マイクログリッドの維持について

補助事業者は、地域マイクログリッドの効果等を検証するため補助事業の完了年度の翌年から5年目に地域マイクログリッドの継続性を確認し、報告すること。

継続性の確認については、以下の点に留意すること。

- ・有識者会議を開催し、地域マイクログリッドの実施体制を維持または変更することの有用性や、非常時の実効性といった事業の振り返り、総括を行うこと。
- ・ただし、有識者会議開催に係る経費は補助対象外とする。

2.事業の実施

2-16 罰則・加算金等について

補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件などに違反する行為がなされた場合は、以下の措置が講じられる場合があることに留意すること。

- 交付決定の取消し、補助金の返還及び加算金や延滞金の納付。
- 補助金適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ること。
- 補助事業者等の名称及び不正内容の公表。

2-17 暴力団排除について

(1) 暴力団排除に関する下記①～④に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはならない。

(2) 補助事業者は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記①～④のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものとする。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けない。

- ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(3) 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消しなどの措置が執られることになる。

(4) 補助事業者の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出すること。

2-18 個人情報の取扱について

当該事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理等に利用する他、国又はSIIが主催するセミナー、シンポジウム、アンケート調査、公募説明会等の連絡等にて利用する場合がある。

3. 审查

3.審査

3-1 審査方法

SIIは補助金交付申請書に記載された事業内容等について申請者にヒアリングを行い、交付要件等の審査を行った後、外部有識者による審査委員会の結果を踏まえ採択者を決定する。

なお、採択は予算の範囲内で行うため、要件を満たしている場合であっても不採択となることがある。

3-2 審査項目

(1) 要件審査

「要件審査」において以下の項目を確認し、ひとつでも要件を満たさない場合は不採択となる。

- ・ 補助事業者及び補助事業の内容が「地域マイクログリッド構築事業 要件審査項目表」に記載する要件を満たしていること。
- ・ 補助事業者が事業を行うための事業基盤(直近3期分の財務状況を勘案)を有していること。

地域マイクログリッド構築事業 要件審査項目表

審査項目	小項目	評価基準
1. 補助事業	(1) 地域マイクログリッド内容	公募要領等の要件に該当する事業内容であること
2. 補助事業者	(2) 補助事業者の要件	公募要領等の要件に該当する申請者であること
3. 補助対象設備	(3) 補助対象設備の要件	補助対象設備の仕様が公募要領等の要件を満たしていること
4. 補助対象経費	(4) 価格の妥当性	補助対象経費の価格が妥当であり、補助対象外の経費が含まれていないこと
	(5) 資金計画	補助対象経費について、資金調達計画に無理がないこと
5. 補助事業計画	(6) 公衆安全の確保	保安・事故検知設備の設置と、連絡体制が適切であること
	(7) 事業実施の前提となる事項、及び実施上問題となる事項	一般送配電事業者との地域マイクログリッド構築に係る協議やその他事項について、補助事業の実施及び災害等による大規模停電時の地域マイクログリッド運用に問題が無いこと
	(8) 設備の保守管理計画	保守管理が適切であり、補助対象設備等の効果的活用を行う見込みであること
	(9) 事業実施体制	コンソーシアム各社及び各担当の役割が明確かつ適切であること
	(10) スケジュール	事業スケジュールは物理的に無理がなく、補助事業期間内に終了すること

※安全面の書類に関しては経産省資源エネルギー庁へ照会をかける

※採択しない事例

- ・ 事業実施場所における地元調整や許認可の取得がされていない又は見込みが示されていない場合
- ・ 設備導入のための資金計画に妥当性が認められない場合
- ・ 事業に必要な機器・システム類の仕様が定まっていない場合
(例:基本設計や容量計算がされていない等)
- ・ 一般送配電事業者との個別協議の進捗に問題があると見込まれる場合
- ・ 当該コミュニティ地域の地方公共団体の関与が不確実な場合
- ・ その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合
- ・ 導入設備の性能が実証されていない場合(技術が開発段階又は実証試験中の場合等)

3.審査

(2)採点審査

「採点審査」は、(1) の審査を行った後、要件審査の要件を満たした事業について、「地域マイクログリッド構築事業 採点審査項目表」に基づき、総合的に審査を行う。

地域マイクログリッド構築事業 採点審査項目表

採点審査項目		評価基準
①政策評点	1. 系統線の活用	系統線の活用度
	2. 地域特性を反映したエネルギーの活用	地域特性を反映した再生可能エネルギーを活用している
	3. 地域の活性化	地域マイクログリッドが地域に根ざした構想である
	4. 供給先の公共性	地域マイクログリッドから電力が供給される施設の公共性の高さ
	5. 地域マイクログリッド供給範囲	地域マイクログリッドから電力が供給される規模の大きさ
	6. 規模に応じた持続性	地域マイクログリッドの構築規模に対する供給時間の妥当性
	7. 平常時での需給管理	平常時における需給状況の監視データや需給調整シミュレーション等の計画
	8. 平常時での活用	平常時における補助対象設備及び地域再エネの活用度
	9. 地域マイクログリッドの継続性	地域の理解・支持や、費用対効果が優れている
②技術等評点		・構築コストの適切性 ・需給調整の工夫 ・具体性及び実現性 ・一般送配電事業者との協議状況 ・安全面の担保 ・災害等による大規模停電時での実効性

※ 採択しない事例

- ・ 採点審査項目の評点合計が低い場合

4.申請方法

4.申請方法

4-1 提出期限

申請書類(Excel書式等)の電子データをjGrantsに添付して申請を行い、かつ申請書類を印刷した後、ファイリングした申請書類一式(P. 36～38【4-3 提出書類一覧】を参照。)を以下の受付期間中に到着するよう郵送すること。なお申請書類は返却しない為、必ず副本を手元に控えておくこと。

《受付期間》

- ・1次締切：2021年5月31日(月) 17:00 必着
- ・2次締切：2021年7月30日(金) 17:00 必着
- ・3次締切：2021年9月30日(木) 17:00 必着
- ・4次締切：2021年10月29日(金) 17:00 必着
- ・5次締切：2021年11月30日(火) 17:00 必着

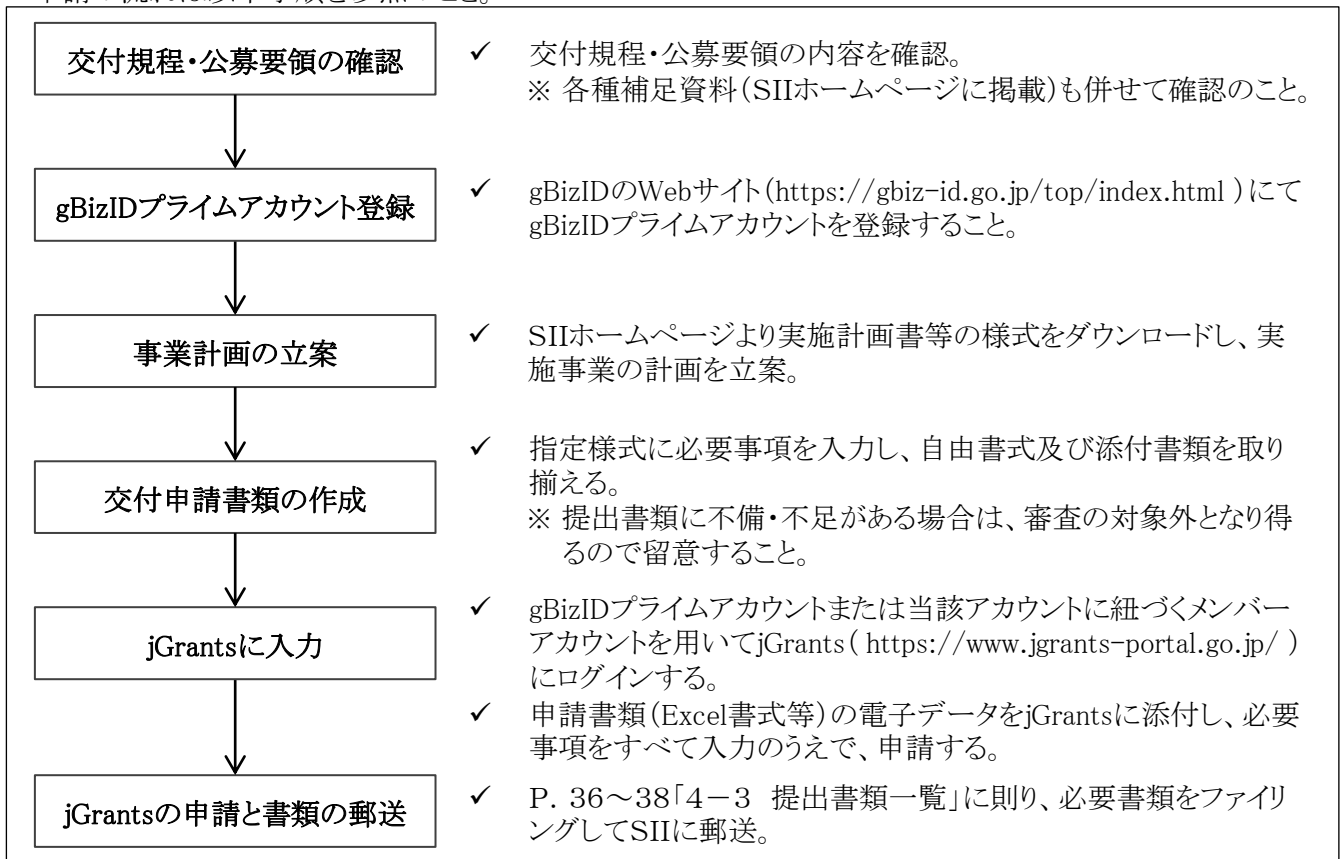
- ※ jGrantsでの申請と、申請書類の郵送のいずれかが欠けている場合、原則申請は受け付けない。
- ※ 申請書類は、配送事故に備え、配送状況が確認できる手段で郵送すること(直接、持ち込みは不可)。
- ※ 郵送宛先には当団体の略称「SII」は使用しないこと。
- ※ 申請書類は原則返却をしないが、誤って送付された証憑等、返却が必要な場合は着払いにて申請者に返却する。

4-2 申請の流れ

交付申請書類は、申請書類(Excel書式)及び自由書式を使って作成する。

jGrantsへの申請書類(Excel書式等)の添付、及び必要事項の入力も必ず行うこと。

申請の流れは以下手順を参照のこと。



4.申請方法

4-3 提出書類一覧

※ ○:提出必須 △:必要な場合のみ

書類区分	No	書類名	指定書式有無	提出有無(※)	書類の内容
-	-	申請概要書	○	○	申請概要の書式
交付申請書	1	補助金交付申請書(様式第1)	○	○	
		補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額(別紙1)		○	
		補助事業に要する経費の配分四半期別発生予定額(別紙2)		○	
		役員名簿(別紙3)		○	
		実施体制図(別紙4)		○	
実施計画書	2-1	導入事業経費の配分	○	○	経費配分詳細
	2-2	参考見積書	無	○	自由フォーマットの参考見積(2-1の審査における根拠資料) ※一般的に発注予定社フォーマットの見積
	2-3	補助事業に要する経費及び、その調達方法	○	○	費用調達情報及び担保の確認
	2-4	補助対象設備の機器リスト	○	○	導入する補助対象設備及びその付帯設備の一覧
	2-5	主要設備の仕様書又はカタログ・パンフレット等	無	○	主要設備のスペック資料
	2-6	システムフロー図	無	○	
	2-7	機器配置図	無	○	2-6との整合性を審査
	2-8	単線結線図	無	○	2-6との整合性を審査
	2-9	地域マイクログリッド構築概要資料	○	○	構築する地域マイクログリッドの構築内容についての詳細資料
	2-10	安全対策に係る書類	○	○	地域マイクログリッドの切替・切戻し手順や、運用時における安全対策が分かる資料
	2-11	コンソーシアム契約書(案)	無	○	コンソーシアムで取り交わされる契約書類の案
	2-12	地方公共団体が確実に関与することの証明書類	無	○	地方公共団体の首長押印書類
	2-13	主要設備の詳細	○	○	再生可能エネルギー発電設備、蓄電システムの種別、規模、FIT認定内容等の詳細
	2-14	地域マイクログリッドに供給される出力及び電力量の根拠書類	○	○	供給電力に係る根拠資料
	2-15	地域マイクログリッドで必要とされる出力及び電力量の根拠書類	○	○	必要電力に係る根拠資料
	2-16	災害対応訓練予定実施概要	無	○	災害対応訓練の実施概要
	2-17	事業実施に関連する事項	○	○	地元調整や一般送配電事業者との協議状況など、事業実施に影響がある要素を記載
	2-18	事業実施体制	○	○	(事業実施において複数社が関係している場合の)会社間関係や担当者情報
	2-19	事業実施予定スケジュール	○	○	補助事業のスケジュール
	2-20	工程表	無	○	2-19の審査における全体スケジュールの根拠資料
	2-21	バイオマス関連書類	無	△	バイオマス発電設備を導入する場合の詳細資料

4.申請方法

4-3 提出書類一覧

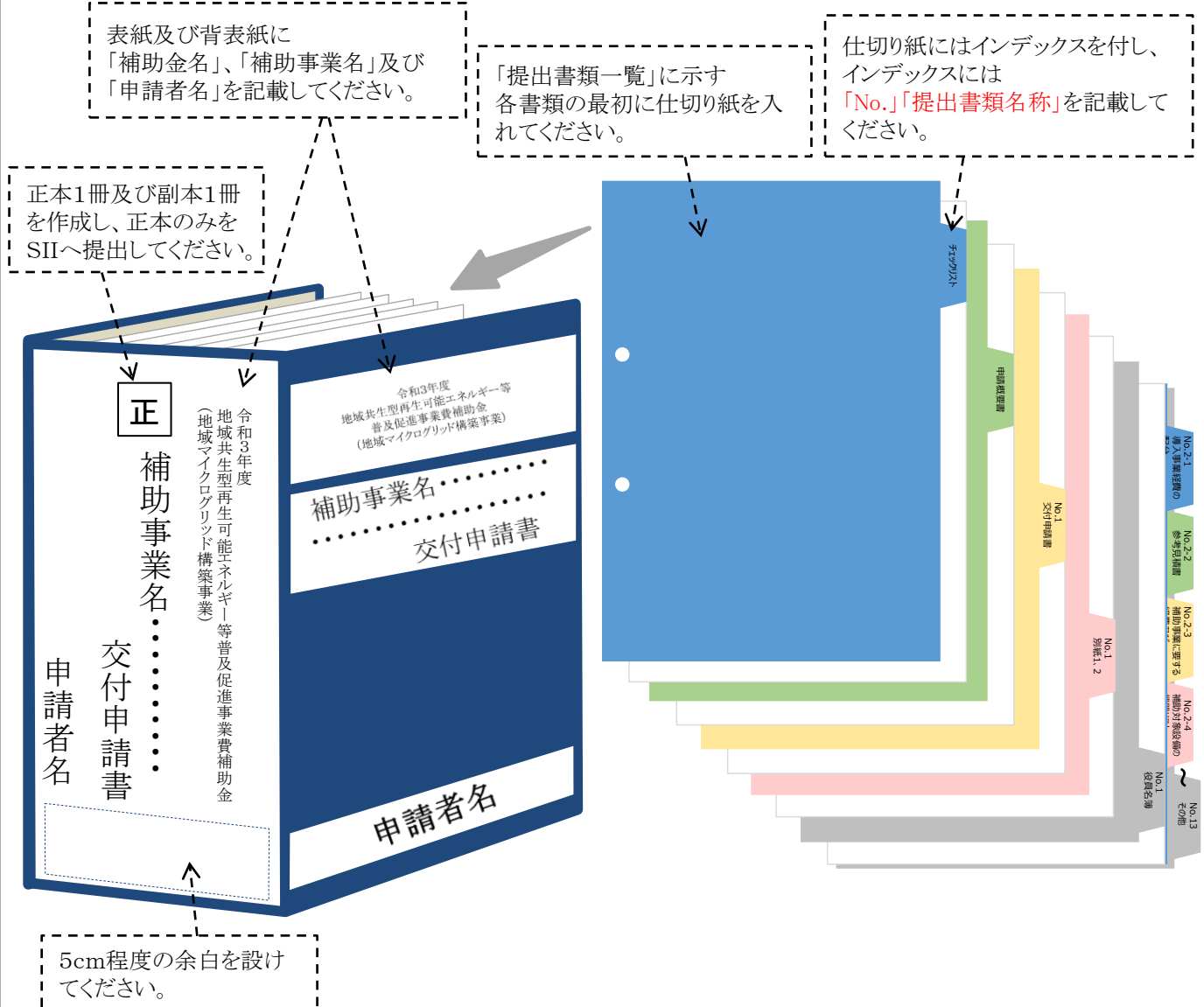
○:提出必須 △:必要な場合のみ

書類 区分	No	書類名	様式	提出 有無	書類の内容
添付 資料	3	会社・団体概要	無	○	パンフレット等
	4	財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)の写し	無	○	直近3期分
	5	登記簿(履歴事項全部証明書)の写し	無	○	実在証明
	6	電力会社との契約書(案)又は個別協議状況を証明する書類	無	○	
	7	補助対象設備の設置許可を証明する書類	無	○	
	8	固定価格買取制度における認定通知書の写し	無	△	【FIT認定設備の場合のみ】
	9	金融機関から確実に融資されていることが判る書類	無	△	銀行等とのやり取りの確認
	10	主たる出資者等による補助事業の履行に係る確約書	無	△	【特別目的会社が申請する場合のみ】
	11	リース契約書及びリース計算書の写し	無	△	【リースの場合のみ】
	12	既存設備の固定資産台帳の写し	無	△	【既存設備を改造する場合のみ】
	13	交付決定通知・額の確定通知・認定計画書等	無	△	・交付決定通知と補助金額の確定通知、 または認定書 ・事業の内容が分かる説明資料
	14	その他	無	△	【必要に応じて提出】

4. 申請方法

【ファイル作成時の注意事項】

- 申請書類はA4ファイル(**2穴、パイプ式ファイル**)に綴じること。
- 表紙及び背表紙に「補助金名」、「補助事業名」及び「申請者名」を記載すること。
- ファイルは、**書類が増える可能性も踏まえ**、中身の書類に応じた厚さであること。
※ 紙製の薄いファイルは使用不可。
- 全ての書類は穴を開け、直接ファイリングすること。(クリアフォルダには入れない。)
- 書類の左に十分な余白をとり、記載部分に穴がかからないようにすること。※ 袋とじは不可。
- Excel書式(SII指定書式)については、A4サイズ(片面印刷)にて出力すること。
- 書類は、ホチキス止めを行わないこと。
- 「提出書類一覧」に示す各書類の最初には、「No.」及び「提出書類名称」を記載したインデックス付の仕切り紙を挿入すること。(申請書類自体にはインデックスをつけない。)
- 正本1冊及び副本1冊を作成し、正本をSIIへ提出すること。
※ 副本は、正本の写しにて作成し、必ず申請者が保管すること。



4-4 提出先

＜書類提出先＞

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル5階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
事業第3部

地域マイクログリッド構築事業 交付申請書在中

※ 上記をカラーコピーして、宛先として使用することも可。

※ 郵送時は、必ず赤字で「**地域マイクログリッド構築事業 交付申請書在中**」と記入のこと。

＜お問い合わせ先＞

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
事業第3部

地域マイクログリッド構築支援事業 担当

TEL:03-3544-6125

<https://sii.or.jp/>

電話受付時間 平日の10:00～12:00、13:00～17:00

※ 通話料がかかりますので、ご注意ください。

gBiz IDに関するお問い合わせ

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

jGrantsのシステム仕様に関するお問い合わせ

※補助金の申請内容に関する問い合わせは上記SIIまでご連絡ください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

5.交付規程(抜粋)

5.交付規程(抜粋)

地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費補助金交付規程

制 定 2020年4月1日
S I I - H 1 - R - 20200401
一部改正 2021年4月7日
S I I - B H A 2 1 0 - 0 1 - 20210407-R

(目的)

第1条 この規程は、地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費補助金交付要綱(20200220財資第3号。以下「要綱」という。)第24条第1項の規定に基づき、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「S I I」という。)が行う地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 S I I が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び要綱並びにその他の法令に定めるところによるほか、この規程に定めるところによる。

(交付の対象)

第3条 S I I は、地域マイクログリッドの構築等を行う事業(以下「補助事業」という。)を行おうとする者(以下「補助事業者」という。)に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてS I I が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分は、別表のとおりとする。

(補助率)

第4条 補助事業に係る補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書にS I I が定める書類を添付して、S I I が別に定める時期までに提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(電子申請等)

第6条 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付申請書、第9条の規定に基づく交付申請取下げ届出書、第11条第1項の規定に基づく補助事業計画変更承認申請書、第13条の規定に基づく補助事業事故報告書、第14条の規定に基づく補助事業実施状況報告書、第15条第1項若しくは第2項の規定に基づく補助事業実績報告書及び補助事業年度末実績報告書、第16条の規定に基づく補助事業継続承認申請書、第17条第5項の規定に基づく返還報告書(確定に係るもの)、第18条第2項の規定に基づく精算(概算)払請求書、第19条第1項の規定に基づく消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書、第20条第6項の規定に基づく返還報告書(取消しに係るもの)、第23条第2項の規定に基づく取得財産等管理明細表、第24条第3項の規定に基づく補助事業財産処分承認申請書については、S I I から指示がある場合に限り、その指示に従って電磁的方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づきS I I が定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

2 S I I は、第7条の規定に基づく交付決定通知書、第11条第2項の規定に基づく計画変更承認通知、第13条の規定に基づく事故報告に対する指示、第14条の規定に基づく状況の報告に対する要求、第16条の規定に基づく承継承認通知、第17条第1項の規定に基づく補助金の額の確定通知、同条第4項の規定に基づく補助金の返還通知、第20条第3項の規定に基づく交付申請の取消し若しくは変更の通知、同条第4項の規定に基づく返還通知、第24条第3項の規定に基づく財産処分承認について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

(交付の決定)

第7条 S I I は、第5条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

この場合において、S I I は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、

補助金の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

- 2 S I I は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 S I I は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 S I I は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、法令、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2) 補助事業者は、第9条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、S I I に報告すべきこと。
- (3) 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、第10条に従うべきこと。
- (4) 補助事業者は、第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめS I I の承認を受けるべきこと。
- (5) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第13条の規定に基づき速やかにS I I に報告し、その指示を受けるべきこと。
- (6) 補助事業者は、S I I が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、S I I の指示に従うべきこと。
- (7) 補助事業者は、S I I が第17条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、S I I が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第17条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (8) 補助事業者は、S I I が第20条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (9) 補助事業者は、S I I が第20条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、S I I が指定する期日までに返還するとともに、第20条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第20条第6項において準用する第17条第6項の規定に基づく延滞金を納付すべきこと。
- (10) 補助事業者は、S I I が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行うおうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、又は担保等に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめS I I の承認を受けるべきこと。
- (12) 補助事業者は、第23条第3項及び第24条第4項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、S I I の請求に応じ、その収入の全部又は一部(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を納付すべきこと。
- (13) 補助事業者は、補助事業終了後、S I I の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。
- (14) 別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消すものとする。

(申請の取下げ)

第9条 第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による交付申請取下げ届出書をS I I に提出しなければならない。

(契約等)

- 第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託(請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。)し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、S I I に届け出なければならない。
- 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

5.交付規程(抜粋)

- 補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、S I I の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- S I I は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者はS I I から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(計画変更の承認等)

- 第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助事業計画変更承認申請書をS I I に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
 - (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
 - (2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。
 - (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
 - (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 S I I は、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 S I I は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

- 第12条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をS I I の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 S I I が第17条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がS I I に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、S I I は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がS I I に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- (1) S I I は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又これへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) S I I は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、S I I が行う弁済の効力は、S I I が支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに様式第5による補助事業事故報告書をS I I に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

- 第14条 補助事業者は、S I I が特に必要と認めて要求したときは、様式第6による補助事業実施状況報告書をS I I が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績の報告)

- 第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第11条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)は、完了の日(補助事業の中

- 止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日)から起算して30日以内又はS I I が定めた日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書をS I I に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業がS I I の会計年度内に終了しなかったときは、翌年度の4月10日までに、様式第8による補助事業年度末実績報告書をS I I に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめS I I の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助事業の承継)

- 第16条 S I I は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

- 第17条 S I I は、第15条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容(第11条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、対応する区分ごとに交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 S I I は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- 4 S I I は、前項に基づく補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者に通知するものとする。
- (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 延滞金に関する事項
 - (3) 納期日
- 5 S I I は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第10により報告させるものとする。
- 6 S I I は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。
- 7 S I I は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、第1項に基づく現地調査等のほか、補助事業者の事業に係る取引先(請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む)に対して、現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

(補助金の支払)

- 第18条 S I I は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による精算(概算)払請求書をS I I に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第19条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書をS I I に報告しなければならない。
- 2 S I I は、前項の報告書の提出があった場合には、期限を付して、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 3 第17条第4項から第6項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第20条 S I I は、第11条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくS I I の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

5.交付規程(抜粋)

- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 補助事業者が、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
- 2 前項の規定は、第17条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 S I I は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。
- 4 S I I は、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 S I I は、前項の返還を請求する場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 第17条第4項から第6項までの規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付の場合について準用する。この場合において、第17条第5項中「様式第10」とあるのは、「様式第13」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

- 第21条 S I I は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 S I I は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第22条 S I I は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

- 第23条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第14による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第15による取得財産等明細表を第15条第1項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。
- 3 S I I は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をS I I に納付させることができるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

- 第24条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第16による補助事業財産処分承認申請書をS I I に提出して承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助事業の経理等)

- 第25条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間、S I I の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第26条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

- 第27条 S I I は、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、または知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及びS I I が業務契約等を締結するすべての

- 者（第三者委員会の委員等を含む）に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。
- 2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、S I I が別にこれを定める。

附則

この規程は、2020年4月1日から実施する。

附則

1. この規程は、2021年4月7日から施行する。
2. 改正前の地域の系統線を活用したエネルギー面的利用事業費補助金交付規程の規定により交付した補助金に係る手続きの適用は、なお従前の例による。

(別表)

補助対象経費の区分

※消費税及び地方消費税は補助対象外

補助事業名		区分	内 容	補助率
地域マイクログリッド構築支援事業	地域マイクログリッド構築事業	設計費	地域マイクログリッド構築事業の実施に必要な機械装置等の設計に要する経費	補助対象経費の合計額の2/3以内
		設備費	地域マイクログリッド構築事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造等に要する経費	
		工事費	地域マイクログリッド構築事業の実施に必要な工事に要する経費	
	導入プラン作成事業	人件費	導入プラン作成事業に必要な研究・調査・設計・企画・調整等を行う職員に係る経費（営業経費、代行申請に係る経費は除く）	補助対象経費の合計額の3/4以内
		諸経費	導入プラン作成事業に必要な直接経費	

————— 公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡 —————

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第3部
地域マイクログリッド構築支援事業 担当

TEL:03-3544-6125

<https://sii.or.jp/>

受付時間は平日の10:00～12:00、13:00～17:00です。
通話料がかかりますのでご注意ください。